

## お知らせ

「コロナ後」に挑む 日経BP本社特設サイトはこちら > 医療従事者向けCOVID-19関連情報は「日経メディカル Onlin

医師TOP > 特設サイト > 医療・介護経営 (日経ヘルスケア) > 裁判官が語る医療訴訟の実像

> 説明義務違反による賠償、裁判所はこう判断する



裁判官が語る医療訴訟の実像

フォロー中

## 説明義務違反による賠償、裁判所はこう判断する

2020/09/24

大島 真一 (大阪高裁 部総括判事)

医療安全 > 医療訴訟 > 説明義務違反 > 賠償額

印刷

シェア 0

0

ツイート

今回は、前々回の続きで、**医療訴訟**において損害額がどのように決められているかをご紹介します。前々回は、患者が医師の過失により死亡したり障害が残った場合の損害額について述べました。今回は、その他の場合の損害を見ていくことにします。

### 1.説明義務違反による損害

どのような場合に**説明義務違反**が認められるかは、過去の連載でご紹介しました (関連記事：[副作用・合併症の説明](#)、[治療法選択の説明1](#)、[治療法選択の説明2](#))。

患者に対する医師の説明義務違反があり、その賠償が認められるのは、医療行為によって死亡等の悪い結果が生じていることが前提です。仮に、説明が不適切で違法なものと同様に評価できる場合であっても、適切な医療行為がなされており、悪い結果が生じていないのであれば、損害が発生していないといえます。

説明義務違反が認められ、かつ悪い結果が生じている場合、医療行為が医療水準にかなっていたかという観点から整理すると表1のようになります。

表1 説明義務違反があり、かつ悪い結果が生じた事例のパターン (医療行為の適否により分類)

(1) 医療行為が医療水準にかなわなかった場合

(2) 医療行為が医療水準にかなったものだった (しかし悪い結果が生じた) 場合

(i) 医師が説明義務を尽くしていれば、患者は現に行われた医療行為を受けなかったと考えられる場合

(ii) 医師が説明義務を尽くしていたとしても、患者は現に行われた医療行為を受けたと考えられる場合

て診断し、患者に乳癌である旨説明した上で、乳房切除術をしたようなケースが該当します。

説明内容と実施された医療行為は、誤診に基づいた一連のものであり、説明義務違反は、医療行為上の過誤（乳房切除術をする必要がないのに実施した）に基づくものといえます。この場合、損害としては、前々回に述べた通り、医療行為上の過誤があった場合と同様に考えることができます（ただし、前々回に述べた「死亡」や「後遺障害の残存」とは異なるパターンとなり、「必要でない乳房切除術を実施したこと」による精神的苦痛などの損害をどう考えるかという問題はあります）。

次に（2）のパターンですが、（i）の場合は、説明義務が尽くされていれば患者は当該医療行為を受けず、その結果、悪い結果も生じなかったのですから、悪い結果によって生じた損害が認められることとなります。つまり、医療行為に過失がなかったとしても、医療行為に過失があった場合と同様に、前々回に述べた損害が認められることとなります。

このパターンがしばしば見られる例として、未破裂脳動脈瘤等の予防的手術や美容整形手術等が挙げられます。これらについて、危険性等の説明が不適切であった場合、その説明義務が尽くされていれば当該手術を受けなかったといえることも多いと考えられ、説明義務違反と結果発生との間に因果関係が認められる場合があります。

これに対し、（ii）については、実施された治療法が当該疾患では通常行われるものであった場合には、説明義務が尽くされていても、当該療法を選択したであろうと認めることができますので、死亡等の結果発生との因果関係が否定され、財産的損害は認められません。ただし、患者は説明義務違反により、自らの意思でいかなる医療行為を受けるかを決定する機会を奪われたのですから、患者の自己決定権が侵害されたことによる慰謝料が認められます。金額は通常、数十万円～200万円程度となります。

## 2.宗教的人格権侵害

当該病院で輸血を伴う手術を受けるべきか、別の病院に移るべきかについての自己決定を侵害されたことによる損害に関し、最高裁平成12年2月29日判決（民集54巻2号582ページ）は、慰謝料50万円および弁護士費用5万円を認めた控訴審判決を是認しています（エホバの証人事件、[関連記事](#)）。

最高裁は、認定した損害額が著しく不相当である場合には破棄しますので、控訴審が認定した上記の慰謝料額が著しく不相当であったとは認められないとの判断をしたと考えられます。そうすると、当該病院で輸血を伴う手術を受けるべきか、転院すべきかについての自己決定を侵害されたことによる損害額は、50万円というのが1つの基準になるものと考えられます。

## 著者プロフィール

おおしま しんいち氏●1984年神戸大学法学部卒、司法修習生（38期）。京都地裁判事、大阪高裁判事、神戸大学法科大学院教授、大阪地裁判事などを経て、